2019/11/21

# 平等と不平等をめぐる公共哲学

平等は、少なくともフランス革命が「自由、平等、友愛」を理念として掲げて以来、近代社会における最も重要な価値の一つである。チャーティスト運動、奴隷廃止運動、社会主義革命、植民地解放闘争、公民権(市民的権利)運動、フェミニズム運動などは、いずれも平等を目標の一つに掲げた。

現代では、人々が平等であることを否定する人はほとんどいない。功利主義者やリバタリアンもある意味では平等を受け入れている(功利主義者は全員の幸福が等しく重要だと主張し、リバタリアンは全員が等しく自由への権利を持つと主張する)。この意味では私たちはみな平等主義(egalitarianism)を支持している。

しかし人々が何を受け取り、どのように暮らしているときに平等なのかは争いがある。 以下ではとくに、公共的な性質をもつ財の分配・財へのアクセスが平等であるべきだと したら、それはなぜかという問いを中心に議論する。

教科書・参考書の対応箇所:山岡/齋藤『改訂版 公共哲学』9章、齋藤『不平等を考える』I部、川崎/杉田『新版 現代政治理論』5章。

# 1. 平等な者としての尊重

「平等主義という土台」 (W. キムリッカ):最も抽象的な意味で、人々が政府から平等に扱われるべきであるという点に関しては広い合意がある。この意味での平等の原理として最もよく知られているのは、「平等な配慮と尊重」というドゥオーキンの原理である。

「個々人は、彼らを統治する政治制度の構想や運用に際して平等な配慮と尊重(equal concern and respect)への権利をもつ」(R. ドゥオーキン『権利論』、238 頁)。

「配慮」:「苦しみや挫折を感じうる人間として扱う」。

「尊重」:「どのように生きるかについて理知的な構想を形成し、それにもとづいて行為できる人間として扱う」。

"treating equally"と"treating as equals"との違い:前者はすべての人を同じように扱うことを含意する(たとえば、受講生全員に同じ成績をつける、自分の子もよその子も同じように扱う)。後者は、すべての人を同じ配慮と尊重に値する存在として扱うことであり、結果として同じものを与えることを必ずしも意味しない。異なったものを与えることが平等である場合もある。たとえば、体の不自由な人のために「合理的な配慮」(reasonable accommodation)と呼ばれる特別な対応を取ることは、不平等ではなく、むしろ全員を平等者として扱うためには必要なことかもしれない。

どうすれば「平等者として扱う」ことになるのか:

そのため、とりわけ政府が、人々に何を公的に保障すれば、人々を平等者として扱うことになるのかが問題となる。以下では、政治的平等(equal citizenship)が制度によって保障

されていること(一人一票の選挙権や、様々な政治的権利の保障)は前提として、経済的・社会的不平等(格差)に焦点を当てる。何の、どこまでの平等が求められるのか。逆に言えば、何の、どこまでの不平等(格差)が、何のために許容されうるのか。

## 2. 貧困と不平等の違い

貧困(poverty): ①絶対的貧困(生存に絶対必要な資源がない場合)と②相対的貧困(当該社会での一般的な生活水準を大きく下回る場合)。いずれも、ある「十分性」(sufficiency)の規準(貧困線)があり、それに達しないという点が問題。たとえば「基本的ケイパビリティ」の剥奪としての貧困の構想(A. センなど)は、当該社会で基本的とされる所得や機会に配慮した相対的なものだが、基本的な水準さえ超えていればよいと考える点で、十分主義的。

不平等(inequality): 格差があること自体を問題にする。相対的貧困との違いは微妙ではあるが、まったく同じではない。たとえば相対的貧困の人々の数は少ないが、それでも格差の大きい社会というものは考えられる。

# 3. 経済的・社会的不平等はなぜ問題か?

- J. ロールズと T. M. スキャンロンの整理によると、不平等は次のような点で(貧困を伴わなくても)問題を惹き起こす。
- (1)経済的・社会的不平等の政治的不平等への変換。とくに、富裕層の政治的影響力の増大。
- (2)地位(status)における優位 劣位の関係の形成。劣位に置かれた人々の「自尊の社会的基盤」(J. ロールズ)の毀損。
- (3)経済的・政治的制度等における手続き的な公正さ(procedural fairness)の毀損。正当化された制度の目的を実現するための能力の違い以外の(irrelevant な)要因によって職業(公職)上の地位・権限が左右される。
- (4)実質的な機会へのアクセスにおける格差。とくに、教育機会へのアクセス。

「位置財」(positional goods): ある財をもつことの絶対的な価値が他の所有者との関係によって規定される相対的な量(レベル)に依存する財。典型的な例が学歴(「高学歴」という財は、この財を持たない人々がいなければ存在しない)。学歴のような位置財が極端に重視される社会では、教育機会へのアクセスの不平等は深刻な問題となりうる。

(5)国家(政府)に求められる平等な配慮(equal concern)の毀損。たとえば、ある地域や世代を特別に優遇する/ある地域や世代に特別に負荷を強いるといった場合。

### (6)その他の悪影響

- ①社会統合の基盤の浸蝕:生活空間(居住地等)における隔離(segregation)の拡大。
- ②健康の毀損:ストレスと抑圧移譲。

③生産性の低下:協働しようとする動機づけの毀損。

## 4. 不平等への対応をめぐる二つの主要な議論

現代において、政府が不平等にどう対処すべきかについて二つの主要な議論がある。運の 平等主義と、関係論的(民主的)平等主義である。

### (1) 「運」(luck)の平等主義(R. アーネソン、G. A. コーエン、K.-C.タン等)

財の分配は各人に帰される選択(choice)には反応し、各人に帰しえない偶然(chance)には反応すべきではない。選択に還元される運を「選択運」(option luck)と呼び、還元されないまったくの偶然を「いかんともしがたい運」、「所与運」、「非選択運」(brute luck)と呼ぶ。財の分配に関して、各人における「値しない不利益」(undeserved disadvantage)をもたらすような運による影響を無効化ないし軽減する一方で、各人自身の選択による影響を認める。

選択できない事柄:各人の責任は問われない。「値しない不利益」に対しては、政府による補償等が行われるべき。

選択できる事柄:各人の責任が問われる。公的補償は行われるべきでない。

(2)「関係論的」(relational)平等主義または「民主的」(democratic)平等主義(J. ロールズ, E. アンダーソン等)

各人が平等な者として尊重されうる民主的な「社会関係」が構築・維持されているかどうかに関心を向ける。資源等の不平等ゆえにある人が他者の恣意に服さざるをえないような社会関係(支配・被支配の関係、強制・被強制の関係)が人々の間(公職者と私人、雇用者と被雇用者、男性と女性、マジョリティの市民とさまざまなマイノリティの市民の間)に生じることを避けようとする。

「関係論的平等主義」による「運の平等主義」に対する批判のポイント:

- ①選択に帰される部分を事後的に特定することは可能か。ほとんどの場合、選択と不運の 影響は複合している(例:選択した職場での事故)。
- ②選択に帰される不利益をいっさい放置することは「過酷」ではないか。
- ③人々に開かれている選択肢(数・質)を規定している背景的な制度(構造)を軽視しているため、分配的正義を個々人に対する事後的で個別的な補償の問題に切り詰めている。不利な状況を強いられる人々に対する補償によって正義は部分的に回復されうるとしても、不公正な選択状況それ自体を改善していくことが求められる。

不利益に対する補償:各人に帰責しえない不利に対する補償(compensation)

支配に抗する保障: 平等な者として尊重されるべき人々(市民)の間に支配/抑圧の関係が生じないようにする保障(security)

# 5. 何の平等化がはかられるべきか? ——指標問題

「何の平等か」論争(A. セン)において、いくつかの選択肢が明らかになった。

(1)厚生(welfare)ないし効用(utility): 個人の幸せの度合いという主観的指標。R. アーネソ

ンほかの厚生主義者。

(2)資源(resource)ないし財(goods): 個人が持つ「基本財」のような客観的指標。J. ロールズ、R. ドゥオーキン等。

(3)ケイパビリティ(capability): 客観的財を利用して主観的厚生を追求するための個人の「能力」に注目する。「主観と客観の間」にある指標。A. セン、M. ヌスバウム、E. アンダーソン等。

能力によって果たされる「機能」の複数性:生物的な人間としての機能/協働的生産のシステムへの参加者としての機能/民主的な国家の市民としての機能。

基本的ケイパビリティの格差の縮小:センは完全な平等化には関心がない。格差を縮小していくことで、全員が十分なケイパビリティを持つのを保証されることを目指す。

# 6. 財の分配はどのようになされるべきか?——水準問題

最も有力な選択肢の一つは、もちろん功利主義である(総効用ないし平均効用が最大になる分配をすべき)。完全な平等主義(全員に厳密に同じ資源や効用を分配すべき)は、実はあまり支持者がいない(例外として、目的論的平等主義者の廣瀬がいる)。功利主義や平等主義に代わる有力な選択肢は以下の三つ。

(1)十分主義(sufficientarianism): A. セン、E. アンダーソン、H. フランクファート、R. クリスプ等。あらゆる人々の福利やケイパビリティが十分な水準に達しうるように分配する。十分性水準に達しない人々の数の最小化にだけ関心がありその水準以上には関知しない(フランクファート)、十分性水準未満ではより境遇の悪い人々を優先、その水準以上では平等な重みを与える(クリスプ) 8741の財分布がある

この時、追加で3の財があり、十分性水準が5の時、十分主義では4の人に分配されるにとどまる。1の人は分配されない。

(2)優先主義(prioritarianism): D. パーフィット等。つねに(十分性水準以上でも)福利水準の最も低い人々への対応を優先する。

目的論的平等主義に対して「水準低下批判」を提起したことで重要:平等を無条件に正しいとすると、平等化のために、最も不遇な人も含めて全員の水準を下げることが正当化されてしまう。 1の人に追加の財が全て分配される。

(3)相互性(reciprocity)のある分配: J. ロールズ, T. M. スキャンロン等。不平等はすべての人々の利益(everyone's advantage/ benefits of all)に資さなければならない。最も不利な立場にある人々の生の展望(prospects of life)の最大の改善(格差原理)。

「何を」「どのように」分配すべきかに関して複数の組み合わせがありうる:ケイパビリティの十分主義(セン)、厚生の優先主義(パーフィット)、資源(基本財)の格差原理(ロールズ)等。

8744の財分布で追加財が1、十分性水準が5の時、優先主義も十分主義も同じ結論、4のいずれかにくじ引きで分配する。それぞれ 基準を満たしている者に対しては無差別である。

# 7. 報酬の違いを正当化しうる理由は何か?

広い意味での平等主義に近い仕方で分配されている公共的な財やサーヴィスはいろいろあ

8753という分配 (まず1人でも十分 性水準を満たす人を 増やし、その後は もっとも境遇の悪い 人を優先して分配す る)も十分性主義と 優先主義の折衷とし て可能な分配方法。 る。治安や消防のような公共財(に近い)ものだけでなく、初等中等教育、医療、介護などもそれに当たる。その一方で、労働に対する報酬の支払いは不平等に行われている。平 等主義が広く受け入れられている一方で、報酬の違いはどのように正当化されているのか。

(1)功績(desert)や貢献(contribution)の違い:他者より多くの努力・貢献をしているならば、より多くの報酬に値する。よくある見解だが、本質的な問題がある(「常識の指針」に対するロールズの批判)。

功績の問題点:制度とは無関係な功績(努力)は異なった報酬を正当化しない。 貢献の問題点:複合した組織では個人別の貢献を特定することは容易ではない。

(2)正統な予期(legitimate expectations):制度が、ある能力(資格)を獲得した人々に対してより多くの報酬を得られるという期待を与えるような仕方で編成されているならば、報酬の違いは正当化されうる。ただし、制度が現行のように編成されるべきであったかどうかは別問題

(3)制度の目的に資する能力の違い(スキャンロン):能力の違いは制度に依存するものであり、その違いが制度(e.g. 医療制度、司法制度)を共有する者すべてにとって利益になるかぎり、報酬の違いは正当化される。

(4)より長い教育/訓練の期間、より重い責任、より強い心身への負荷等の「違いを埋め合わせる」(compensating differentials)[cf. A.スウィフト]: たとえば、脳外科医と看護師の所得の違い、危険な労働に従事する人に支払われる危険手当などはこうした違いによって正当化される。

# 8. 不平等にどう対応するか?

- (1)形式的な機会の平等 + 公正な機会の平等 (ロールズ) :
- ①人種、性別、信教、性的指向等による差別的な扱いの禁止(第一原理)。
- ②形式的な機会の平等では対処しがたい不公正な扱いへの対処:機会の実質的な「囲い込み」に対して教育機会等へのアクセスの平等化をはかる(第二原理の公正な機会均等原理)。

(2)相互行為レベル + 制度・構造レベルでの対応の必要性:不平等への対応を、個人の選択・非選択と個人の取り分の関係の問題に縮減するのではなく、個人や集団の選択状況を 歪めている背景的な制度・構造の不正義 (I. ヤングの「構造的不正義」)を議論の対象と する必要がある。

# [汝献]

阿部崇史「運の平等主義・過酷性批判・仮想保険——選択と併存する不運にいかに対処すべきか」, 『政治思想研究』第 18 号, 2018 年, 291-318 頁。

Elizabeth Anderson, "What is the Point of Equality?", *Ethics* 109 (January 1999), pp. 287-337.

Elizabeth Anderson, *The Imperative of Integration* (Princeton University Press, 2010).

Gerald A. Cohen, On the Currency of Egalitarian Justice, and Other Essays in Political Philosophy, ed. by Michael Otsuka (Princeton University Press, 2011).

Roger Crisp, "Equality, Priority, and Compassion," *Ethics*, No.113, 2003, pp. 745-63. Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously*, Bloomsbury, 1977. 木下毅・小林公・野坂泰司訳『権利論 増補版』(木鐸社, 2003 年).

Ronald Dworkin, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press, 2000.小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』(木鐸社, 2002年).

H. フランクファート(山形浩生訳)『不平等論——格差は悪なのか?』(筑摩書房, 2016 年). Iwao Hirose, *Egalitarianism* (Routledge, 2015). 齊籐拓訳『平等主義の哲学——ロールズから健康の分配まで』(勁草書房, 2016 年).

広瀬巌編・監訳『平等主義基本論文集』(勁草書房, 2018 年)。[E. アンダーソン、R. アーネソン、D. パーフィット、R. クリスプの論文を所収]

木部尚志『平等の政治理論——<品位ある平等>にむけて』(風行社, 2015年).

ウィル・キムリッカ(千葉/岡崎監訳)『新版 現代政治理論』(日本経済評論社、2005 年)。

K. Lippert-Rasmussen, *Luck Egalitarianism* (Bloomsbury, 2016). 森裕一郎『関係の対等性と平等』(弘文堂, 2019 年).

John Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement*, Erin Kelly (ed.), Harvard University press, 2001.田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義 再説』(岩波書店, 2004年). 齋藤純一『不平等を考える——政治理論入門』(ちくま新書, 2017年).

T. M. Scanlon, Why Does Inequality Matter? Oxford University Press, 2018. Shlomi Segall, Health, Luck, and Justice (Princeton University Press, 2010).

Amartya Sen (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press, 1992. 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店, 1999 年).

アマルティア・セン(池本幸生訳)『正義のアイディア』(明石書店、2011年)。 アマルティア・セン(黒崎/山崎訳)『貧困と飢饉』(岩波現代文庫、2017年)。

Adam Swift, *Political Philosophy: A Beginners' Guide for Students and Politicians*, Polity Press, 2006. 有賀誠・武藤功訳『政治哲学への招待——自由や平等のいったい何が問題なのか』(風行社, 2011年).

Kok-Chor Tan, Justice, Institutions, and Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality (Oxford University Press, 2012).

L. Temkin, "Inequality," *Philosophy and Public Affairs*, Vol.15, No.2, pp. 99-121. 宇佐美誠・濱真一郎編著『ドゥオーキン――法哲学と政治哲学』(勁草書房, 2011 年). Jonathan Wolff and Avner De-Shalit, *Disadvantage* (Oxford University Press, 2007). アイリス・マリオン・ヤング(岡野八代/池田直子訳)『正義への責任』(岩波書店、2014 年)。

# [資料]

#### ■平等な配慮

われわれは平等に背を向けることができるのだろうか。政府は市民に対して支配権を主張し、市民に忠誠を要求するが、このようなすべての市民の運命に対して平等な配慮を示さないいかなる政府も正統ではない。平等な配慮は政治的共同体の至高の徳(sovereign virtue)であり、それなしでは政府の支配はたんなる暴政にすぎない(ドゥオーキン『平等とは何か』、7頁。以下、ドゥオーキンからの引用は訳文を改めた場合がある)。

何らかの財ないし機会の分配に関して、人々を平等に扱うこと(treating equally)と、人々を平等な存在として扱うこと(treating as equals)の間には、相違がある。人々の収入はより平等になるべきだと論ずる者は、収入の平等を達成した社会こそ真に人々を平等な者として扱う社会であると主張する。これに対して、人々は平等に幸福でなければならないと要求する人々は、平等な社会の名に値する社会について、これと競合する別の理論を提示する(ドゥオーキン『平等とは何か』、19 頁)。

### ■不平等と貧困

不平等と貧困は根本的に異なった問題である。…なぜなら、最上位の所得階層に属する個人から中間の所得階層に属する個人への所得移転がなされた場合には、他の条件が一定である限り不平等は減少するであろうが、貧困という現象にはいかなる変化も生じないだろうからである。同様に、所得が全般的に減少して所与の尺度にもとづく不平等度には変化が生じないにしても、飢餓や栄養失調、明らかな障害は激しく増加する可能性がある。このような状況において貧困の程度は不変であるというのは、あまりにも愚かしいというべきである(A. セン『貧困と飢饉』、24頁。ただし訳文を改めた)。

#### ■不平等を規制すべき理由

公正としての正義は平等主義的な見解であるが、それはどのような意味でそうなのだろうか。…経済的・社会的不平等を規制するための理由の幾つかを検討してみよう。/(a)一つの理由は、特別な事情がないとして、社会の一部もしくは多くの人々にはたっぷり供給されているのに、その一方で、多くの人々が、あるいは少数の人々であっても、彼らが飢餓や治療可能な病気は言うまでもなく、窮乏生活に苦しんでいるのは、間違っているように見えるということである。…/(b)経済的不平等と社会的不平等を制御する二番目の理由は、社会のある部分がそれ以外の部分を政治的に支配するのを防ぐことにある。そうした二種類の不平等が大きいと、これらが政治的不平等を支えてしまう傾向がある。…/(c)三番目の理由は、不平等そのものに伴う悪と一層近い関係をもっている。重大な政治的不平等や経済的不平等は、低い地位にある人々が自他双方によって劣ったものとみなされるのを促すような社会的地位の不平等としばしば結びついている。これは、一方の側に服従と追従の態度の蔓延を呼び起こし、他方の側に支配欲と傲慢を呼び起こしてしまうかもしれない。…/(d)社会が公正な手続きを用いるときはいつでも、不平等はそれ自体で悪であったり正義に反するものでありうる。二つの例として、公正な市場、つまり開かれていて競争的に働く市場と公正な選挙がある。これらのケースでは、一定の平等ないしはほどよく

抑えられた不平等が、経済的正義や政治的正義の条件である。(J. ロールズ『公正としての正義 再説』、229-231 頁)。

#### ■何の平等か?

平等についての分析や評価の中心にある問題は、「何の平等か」(Equality of What?)であると、本書で私は主張したい。また社会制度の倫理的アプローチのなかでも歳月の試練に耐えて生き残ってきたもののほとんどは、何かについての平等、すなわちその理論の中で重要な位置を占める何かについての平等を求めているという特徴をもつ点で共通しているということも主張したい。……「所得平等主義者」が平等な所得を求め、「厚生平等主義者」が厚生=福利(welfare)水準の平等を求めるように、古典的な功利主義者もすべての人びとの効用に等しいウェイトが与えられるべきであると主張し、また純粋なリバタリアンもあらゆる種類の権利や自由が平等に与えられることを要求している。彼らは皆、本質的には平等主義者であり、各々のアプローチにとってきわめて重要と見なすものをすべての人が平等にもっていなければならないと主張する点で共通している。……争点を平等主義者と反平等主義者との間の対立と見てしまうと、この問題の中心的なものを見失うことになる(A. セン『不平等の再検討』、vii-viii 頁)。

「何の平等か」という問いの決定的に重要な役割は、さまざまな思想間の論争を、それらの思想がそれぞれ何の平等を追求すべき社会的課題と見なしているのかという基準で整理できるという点にある。…ある理論が一つの変数[焦点変数]について平等を要求することは、その他の変数に関して平等主義的ではないかもしれない。それは、これら二つの変数が対立する可能性が十分にあるからである。/例えば、ある種のエンタイトルめんと[権原]に関して等しい権利を要求するリバタリアンは、権利の平等と同時に所得の平等を要求することはできない。…「中心的」と見なされている社会的課題の平等を求めることは、中心的でない「周辺的なもの」の不平等を受け入れることを意味する(A. セン『不平等の再検討』, viii-ix 頁。)

### ■いかんともしがたい運 (所与運・非選択運) と選択の運

少なくともさしあたって私は、二種類の運を区別することにする。一つは選択運(option luck)であり、これはギャンブルをした場合にそれが結果的にどれくらい慎重で、よく計算された賭けであったことになるかという問題…である。もう一つは、いかんともしがたい運(brute luck)であり、これは上記のような意味での慎重な賭けとはいえないリスクがどのような仕方で人々に降りかかるか、という問題である。もし私が株を買い、その株価が上昇したならば、私の選択の運は幸運だったことになる。もし落下過程を予測できなかった隕石に私が打たれたなら、私の不運はいかんともしがたい不運である。…明らかに、これら運の二つの形態を程度の問題として示すことができるときがあり、ある特定の不運の一つをどちらの不運として既述したらいいか私たちにとって明らかでないときもあるだろう。…/もし保険というものが利用可能だとすれば、これはいかんともしがたい運と選択の運を結びつける役目を果たすことになるだろう。というのも、災害保険に加入するか、それとも断るかの決定は、計算された賭けと言えるからである(R. ドゥオーキン『平等と

は何か』、73-74頁)。

## ■選択(choice)と偶然(chance)の区別

個人的および集団的責任に関するわれわれの判断は、偶然と選択という重要な区別に左右 される。多くの理由から、われわれは人生のなかで責任を負わなければならない部分(それ は選択の結果であるから)と、責任を負う必要のない部分(それは人が行った結果ではなく、 自然のないしいかんともしがたい運だから)を区別している。…各自の不都合なもしくは不 幸な境遇に対して、個人はどのような場合に、そしてどの程度我慢するのが正しいのだろ うか。逆に、他者(たとえば帰属する共同体の他の成員)は、どのような場合にそうした境 遇の人物を救済し、不利な結果を緩和することが正しいのか。こうした疑問に答えるかた ちで、私は選択と偶然の区別を用いてきた。既述のように、原則的に各個人は、いかんと もしがたい不運(brute bad luck)から来る不幸な境遇に対しては結果責任(consequential responsibility)を免れるべきであるけれども、自らの選択が招いたと思われるような結果 責任を免れるべきではない。ある人に先天的な視覚障害があったり、他の人々がもってい る能力がなかったりする場合には、これはその人の不運であり、公正な社会ならばそうし た不運に対してできるかぎりの補償を彼にするはずである。だが、今は他人より少ない資 源しかもっていないとしても、その理由が昔の贅沢三昧にあったり、わざと働かなかった り、他人が選ぶ仕事より薄給の仕事に意図的に就くことにあるような場合は、当然その境 遇は運ではなく選択の結果である。その場合に、現在の資源不足が補償される権利は与え られないことになる(R. ドゥオーキン『平等とは何か』、387 頁)。

#### ■ドゥオーキンの貢献

ドゥオーキンは、実際上、次のような大きな貢献を果たした。すなわち、平等主義の内側に、反平等主義的右派の武器庫にある最も強力な観念、すなわち選択と責任という観念を組み込むという貢献である(On the Currency of Egalitarian Justice, p.32)。

#### ■運の平等主義

私の見解では、根本的な平等主義的目標の大部分は、分配に対する非選択運(brute luck) の影響を消去することである(On the Currency of Egalitarian Justice, p.29)。

私の信じるところでは、平等主義者は、次のような深く根ざした(彼女らにとって)避けえない見解をもっている。すなわち、当人の過失(fault)がない場合に、ある人びとが他の人びとよりも境遇が悪いとすれば、それは悪いこと——不正義かつ不公正——である(Temkin, "Inequality," p. 101)。

一部の人びとが、当人にとっての不運(bad luck)によって他の人よりもより境遇が悪い場合、それは不正義である(Lippert-Rasmussen, *Luck Egalitarianism*, p.1)。

■「各人に各人の努力に応じて」という常識の指針に対する批判 道徳的な功績(desert)に報いることに直観的に最も近いように思われる指針は、…努力 (effort)に応じた分配の指針である。しかしながら、人が意欲的になす努力は当人の生得的能力および技能と当人が手にしている選択肢とによって影響されるということが、ここでも明らかだろう。才能や資質において恵まれた人々が他の条件が同じであればまじめに努力する可能性は高いだろうし、また彼らのより大きな幸運に関する部分を差し引く方法は皆無であるように思われる。功績に報いるという理念は実行不可能(impracticable)である(J. ロールズ『正義論 改訂版』、415頁)。

# ■「各人に各人の貢献(contribution)に応じて」という常識の指針に対する批判

…労働の限界生産物は需要と供給に依存している。ある個人が労働によって貢献するものは彼の技能に対する企業の需要によって異なるし、また翻って、彼の技能に対する企業の需要はその企業の生産物に対する[市場の]需要によって異なる。ある人の貢献は同じ才能を提供する人がどれだけいるかによっても影響される。すると、根底にある市場要因とそれが反映する機会の利用可能性とが適正に統制されないかぎり…貢献の指針に従えば正義に適った結果になるなどという見込みはない(J. ロールズ『正義論 改訂版』、410 頁)。

### ■「違いを埋め合わせる」

ある人が脳外科におけるキャリアを選択しようとしているとして、なぜわれわれは、脳外科医に看護師よりも多くの賃金を支払う必要があるのかと問うなら、その答えは、次のようなものでありうる。すなわち、彼らには、高いレベルの責任とストレスがあるのだから、あるいは、彼らには――他の仕事に就いて得ることのできたお金を放棄し、ほとんどの人が苦しむ必要のない厳しいスキルの習得過程を経験しながら――、長年にわたる訓練を受ける必要があるのだから。それゆえ、もしわれわれが、その仕事をさせるために、彼らに平均的な賃金以上のものを支払うとすれば、それは、まさに違い――仕事のあらゆる負の側面を考慮した場合彼らがそれに「値する」金額――の補償なのである。…それは、彼らが、実際に特別な賃金に値する――ストレス、長い時間の訓練、その他もろもろすべてを補償し、したがって彼らが脳外科医の職に就くのに必要な誘因を与えるという意味において特別な賃金に値する――ということなのである。そうでなければ、すべてを考慮した場合、彼らは看護師よりも恵まれていないであろう。このように解釈するならば、これは真正な正義の請求であり、「功績」(desert[応分の報い])の概念に訴えることが認められる請求なのである(A. スウィフト『政治哲学への招待』、70-71 頁)。

### [参考 日本の貧困と不平等]

●ジニ係数(2014年) 0.57[当初所得]、0.38[再分配後]

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12605000-Seisakutoukatsukan-Seis akuhyoukakanshitsu/h26hou.pdf

主要各国のジニ係数の推移は以下の通り。

https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-01-03-01.html

●貧困率(2015年) 15.6% (貧困線[中位所得の半分]: 約 122 万円) 子どもの貧困率 13.9% ひとり親世帯の貧困率 50.8%

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf

●非正規雇用率(2018年) 37.8%

https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/chart/html/g0001.html

### ●実質賃金の停滞

2018年の「毎月勤労統計」(厚生労働省)によれば、現金給与総額は、一般労働者が 423,464 円(前年比 1.6%増)、パートタイム労働者が 99,827 円(1.3%増)となった。ただし、実質賃金指数は 0.2%増にとどまった。そもそも毎月勤労統計について、重大な不正調査が行われていたことが 2019年1月に明らかになっており、信頼度が揺らいでいる。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/30/30r/dl/pdf30cr.pdf

●最低賃金 フルタイム労働者の場合、中位賃金の約 40%。額(時給)は全国平均で約 900 円。1000 円を超えているのは東京・神奈川のみ。

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujouke nseisakuka/16102408.pdf

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/minim umichiran/

●生活保護受給者 2019 年 8 月の概数によると、全国で 163 万 6 千世帯(207 万 5 千人)。 支給水準は 2018 年度から引き下げられた。額は自治体によって違い、きわめて繁雑な計算が必要だが、自動で計算してくれる便利なサイトがある。新宿区で、一人親で小学生一人を育てている場合、約 17 万 8 千円となる。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2019/dl/08-01.pdf https://seikatsu-hogo.net/

以上